



有機溶剤中毒予防規則等に基づく

発散防止抑制措置特例実施許可等の許可事例について

標記について、今般、鳥取労働局から別紙写しのとおり、許可事例の情報提供がありましたので、有機溶剤等を使用される事業場では、参考にしてください。

事 務 連 絡
平成25年12月12日

(一社) 鳥取県労働基準協会

代 表 者 殿

鳥取労働局労働基準部
健 康 安 全 課 長

有機溶剤中毒予防規則等に基づく発散防止抑制措置
特例実施許可等の許可事例について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の許可制度については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第13条の3第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第23条の3第1項及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第6条の3第1項の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可制度として、平成24年6月より施行されているところです。

今般、平成25年7月25日に第1回専門家検討会を開催し、検討会で問題ないとされた2件が所轄労働基準監督署長により許可となりました。許可事例を別紙のとおり情報提供いたしますので、基団体におかれましても、有害物質の発散防止抑制措置の参考として活用され、労働災害防止につなげていただきますようお願い申し上げます。

発散防止抑制措置特例実施許可事例の概要

1	事業場の所在地	東京都
	業種	研究又は調査の事業
	対象となった作業	有機溶剤を用いて、ガラス製プレパレート表面に付着した油分を落とす洗浄作業を、ダクトレスヒュームフードという装置内で行うもの
	措置の概要	<p>ドラフトチャンバー型フード内で発散した有機溶剤の蒸気を、活性炭フィルターによって吸着し、健康障害を起こすおそれのない程度（第一管理区分を維持できるレベル）に浄化された空気を屋内に排気するもの。排気を屋外に出さない点が局所排気装置と異なる。</p> <p>有機溶剤の使用量は少量であり、活性炭フィルターはメインとサブの二段重ねで配置される構造で、洗浄作業に用いられた有機溶剤の蒸気は通常メイン側の活性炭フィルターに吸着される。</p> <p>当該事業場では、毎日の有機溶剤の消費量を把握することで活性炭フィルターの破過（フィルターが吸着限度を超えたために対象物質を吸着できなくなる状態）や交換時期を予測・管理している。</p> <p>万一、交換予測時期よりも早くメイン側の活性炭フィルターが破過した場合には、有機溶剤の蒸気をサブ側の活性炭フィルターが吸着することで、屋内への漏えいを防止するとともに、装置内蔵のセンサーによってメインフィルターの交換を知らせるアラームが鳴る仕組みがあり、適切に管理される措置となっているもの。</p>

2	事業場の所在地	茨城県
	業種	一般産業用機械装置製造業
	対象となった作業	鉛を含む金属部品のバリ取り作業を、電気集じん装置に接続されているフードの前で行うもの
	措置の概要	<p>手工具で削られることで発生する鉛やその他金属の粉じんをフードから吸引させて、電気集じん機のフィルターや集じんユニットで取り除き、健康障害を起こすおそれのない程度に浄化された空気を室内に排気するもの。排気を屋外に出さない点が局所排気装置と異なる。</p> <p>フィルターは毎月、集じんユニットは3か月毎の定期交換メンテナンス体制がある。</p> <p>作業者が手工具で金属部品を削る場所は、フードの前に設置された台の上限定され、フードと台は離れすぎないように固定されている。</p> <p>削られた金属粉が確実にフードに収まるように作業前に吸引風速の点検を義務づけている等設備の維持確認が徹底され、適切に管理される措置となっているもの。</p>

(ご参考)

発散防止抑制措置の特例実施許可制度について

有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則で定められている「有機溶剤」や「特定化学物質」といった有害物質については、労働者にばく露させないよう、原則として密閉化や局所排気装置などの発散防止抑制措置が義務づけられています。

この従来手法に代わり、作業環境を良好な状態(*)に維持できるなど一定の条件を満たすものと認められる措置であれば、特例として許可を受けることができます。

申請内容については、工学的技術の是非を判断する必要があることから、労働基準監督署に提出された申請を当分の間、厚生労働省で設ける専門家検討会で許可・不許可を方向づける審査をしていくこととしています。

(*) 作業環境測定の結果、良好・改善余地あり・改善必要の3区分のうち、良好に当たる「第一管理区分」

許可基準は、こちらを参照ください。

(平成24年6月29日付け基発0629第3号「有機溶剤中毒予防規則等に基づく発散防止抑制措置特例実施許可等について」別添「発散防止抑制措置特例実施許可等要領」の3)

http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=8810